

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業  
事業費の算定及び支払い方法

平成 29 年 10 月

国土交通省四国地方整備局

東石井・天山地区電線共同溝 PFI 事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）の定める手続きにより、四国地方整備局が実施するものである。四国地方整備局は、本事業を適正かつ確実に実施した場合の対価である事業費を事業者に支払うものとし、以下にその算定方法と支払方法を示す。

なお、本記載内容において用いられる用語は、別段の定めがないかぎり「事業契約書（案）」（入札説明書 添付 1）別紙 2 に記載する用語の定義に定めるところによる。

## 第 1. 事業費の構成

### 1. 事業費の構成

事業費は、本施設の設計及び工事業務の実施に係る費用（以下「施設費等」という。）、維持管理対象施設の維持管理業務の実施に係る費用（以下「維持管理費」という。）及び本事業を実施するために事業者が必要とする費用（以下「その他の費用」という。）から構成されるものとする。

各費用の概要は、次の（1）から（3）のとおりとする。

#### （1）施設費等

施設費等は、施設費及び割賦手数料から構成されるものとする。

##### ① 施設費

施設費（割賦原価）は、事業契約の締結日から本施設の引渡日（同日を含む。以下同じ。）までに事業者が設計及び工事業務の実施のために要する費用とする。なお、施設費は、事業者の開業に伴う諸費用等施設整備に関する初期投資として認められる費用を含むものとする。

##### ② 割賦手数料

割賦手数料は、事業契約に定める回数による施設費の元利均等の分割払いを原則とした、割賦支払に必要な割賦利息とする。

割賦手数料の料率は、基準金利と事業者の提案利ざや（スプレッド）の合計とする。基準金利の詳細は、以下「第 2. 事業費の算定及び支払方法」に示す。

#### （2）維持管理費

維持管理費は、本施設の引渡日から事業期間の終了日までの事業期間中に生じる維持管理対象施設の点検・補修業務、台帳作成・管理等の業務の費用の総額とする。

#### （3）その他の費用

その他の費用は、維持管理対象施設の維持管理開始日から事業期間の終了日までの間に、本事業を実施するために事業者が必要とする費用等とする。

## 2. 事業費の内訳

事業費の構成は、次表に示すとおりとする。

表 1. 事業費の内訳

項目		支払区分		内訳に含まれる費用
事業費	①設計及び 工事業務の サービスの 対価	(1) 施設費 等	ア 施設費 (割賦原価)	調査・設計費 工事費（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧工事費を含む） 工事監理費 事業者の開業に伴う諸費用 建中利息 融資組成手数料 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用
			イ 割賦手数料	基準金利＋事業者の提案スプレッドに基づく割賦利息相当額
	②維持管理 業務のサー ビスの対価	(2) 維持管 理業務費	ウ 維持管理費	点検・補修費 台帳作成・管理費等
③その他 の費用	(3) その他 の費用	エ その他費用	事業者の運営費 保険料 監査費用 法人税等 事業者の税引後利益（株主への配当等の原資等）	

## 第2. 事業費の算定及び支払方法

### 1. 支払方法の基本的な考え方

事業者は、本事業において、施設整備から維持管理までのサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、国及び四国地方整備局は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を、原則として事業期間にわたり平準化して支払うものとする。

### 2. 支払方法の基本的事項

四国地方整備局は、事業費について、以下 3. で算定された各費用の支払額及びその各々にかかる消費税等を、原則として、毎回、四国地方整備局が事業者からの請求を適法に受理した後 30 日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。

具体的には、施設費等の第 1 回目支払時期は、平成 34 年 4 月 28 日とする。

維持管理費及びその他の費用の第 1 回目の支払時期は、平成 35 年 4 月 28 日とする。なお、本施設の早期完成・引渡しに伴い、維持管理対象施設の維持管理開始日が平成 34 年 4 月 1 日以前となった場合も、第 1 回目の支払時期を平成 35 年 4 月 28 日として支払うものとする。

### 3. 各費用の支払額の算定及び支払方法

事業費を構成する各費用の各回の支払額は、次の (1) から (3) のとおり算定する。

#### (1) 施設費等

##### ① 施設費

施設費(割賦原価)は、本施設の引渡日(平成 34 年 3 月 31 日)以降事業期間にわたり、年 1 回、全 10 回の割賦方式により元利均等にて支払う。

##### ② 割賦手数料

割賦手数料は、施設費とともに、本施設の引渡日(平成 34 年 3 月 31 日)以降事業期間にわたり、年 1 回、全 10 回に分けて支払う。

各回の支払額は、上記①に示すとおり施設費を支払うものとして、上記第 1. 1. (1)

② に示す割賦手数料の料率に基づき算定する。

#### ア 割賦手数料の計算期間

割賦手数料の計算期間は、各支払期の期初(4 月 1 日)から期末(3 月 31 日)とする。

なお、第 1 回目の割賦手数料の計算期間は、本施設の引渡日の翌日(平成 34 年 4 月 1 日)から平成 35 年 3 月 31 日までとする。

#### イ 基準金利

基準金利は、本施設の引渡日の 2 営業日前(平成 34 年 3 月 29 日)に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。基準金利の利率は、金利確定日午前 10

時における、東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R) としてテレレート 17143 ページに表示される 6 か月 LIBOR ベース(円/円)10 年物金利スワップレートを基準金利とし、これに事業者の提案による利ざや (スプレッド) を足したものとする。

なお、入札にあたっては入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して基準金利を算定し、事業費の算定に用いるものとし、開札後速やかに入札用の基準金利を公表する。

## (2) 維持管理費

維持管理費は、本施設の引渡日の翌日 (平成 34 年 4 月 1 日) 以降事業期間にわたり、年 1 回、全 10 回の支払とし、原則として各回の支払額を一定として支払う。

また、本施設の早期完成・引渡しに伴い、維持管理対象施設の維持管理開始日が平成 34 年 4 月 1 日以前となった場合も、第 1 回目の支払時期を平成 35 年 4 月 28 日として支払うものとし、以降事業期間にわたり、年 1 回、全 10 回支払うものとする。

## (3) その他の費用

本施設の引渡日の翌日 (平成 34 年 4 月 1 日) 以降事業期間にわたり、年 1 回、全 10 回の支払とし、原則として各回の支払額を一定として支払う。

また、本施設の早期完成・引渡しに伴い、維持管理対象施設の維持管理開始日が平成 34 年 4 月 1 日以前となった場合も、第 1 回目の支払時期を平成 35 年 4 月 28 日として支払うものとし、以降事業期間にわたり、年 1 回、全 10 回支払うものとする。

## (4) 消費税等

入札にあたっての消費税等 (消費税及び地方消費税) については、施設費、維持管理費、その他費用の区分毎に、その相当額を支払期ごとに算定する。なお、第 1. 2. の表 1 に定める支払区分別の対価毎に、支払期ごとの消費税等を算定するにあたり、それぞれ 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、入札にあたっての消費税等 (消費税及び地方消費税) の差額として生じた端数は、すべて第 1 回支払額に合算する。

## (5) 1 円未満端数の取扱

入札にあたっては、第 1. 2. の表 1 に定める支払区分別の対価毎に、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」(昭和 25 年法律第 61 号) 第 2 条に基づき、1 円未満の端数を処理する。

### 第3. 事業費の確定

事業費は、その内訳を各段階において精査し、本施設引渡日の30日前までに確定するものとする。ただし、基準金利及び物価変動を改定する場合を除くものとする。

#### (1) 事業契約締結後14日以内

事業契約書の定めるところにより、契約金額をもとに事業費の内訳を算定する。

#### (2) 設計業務完了時

事業契約書の定めるところにより、設計業務の結果を踏まえ事業費の内訳を精査し、必要に応じ(1)で算定した事業費の内訳を修正する。

#### (3) 本施設の引渡日の30日前まで

事業契約書の定めるところにより、事業費の内訳を確定する。

## 第4. 事業費の改定

### 1. 基本的な考え方

施設費は、基準金利の確定日までの金利変動相当分及び以下2. による改定を除き、原則として改定を行わない。

維持管理費及びその他の費用は、年度毎に見直すものとする。この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする四国地方整備局の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、四国地方整備局及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、四国地方整備局及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができるものとする。

### 2. 施設費の物価変動に基づく改定

ア 四国地方整備局又は事業者は、本施設の引渡し前までで、本契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して施設費の変更を請求することができる。

イ 四国地方整備局又は事業者は、アの規定による請求があったときは、変動前残施設費（施設費から当該請求時の出来形部分に相応する施設費を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残施設費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残施設費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残施設費の1000分の15を超える額及びこれに伴う資金調達に係る金利等の増減を含め、変更に応じなければならない。

ウ 変動前残施設費及び変動後残施設費は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項及び物価指数等に基づき四国地方整備局と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日又は四国地方整備局及び事業者が合意した延長期間以内に協議が整わない場合にあつては、四国地方整備局が定め、事業者に通知する。

エ アの規定による請求は、本改定方法の規定により施設費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、ア中「本契約締結の日」とあるのは「直前の本改定方法に基づく施設費変更の基準とした日」とするものとする。

オ 特別な要因により整備期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設費が不相当となったときは、四国地方整備局又は事業者は、前各項の規定によるほか、施設費の変更を請求することができる。

カ 予期することのできない特別な事情により、整備期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設費が著しく不相当となったときは、四国地方整備局又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、施設費の変更を請求することができる。

キ オ及びカの場合において、施設費の変更額については、変更に伴う資金調達に係る金利等の増減も考慮し四国地方整備局及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、四国地方整備局が定め、事業者に通知する。

ク ウ及びキの協議開始の日については、四国地方整備局が事業者の意見を聴いて定め、事業者には通知しなければならない。ただし、四国地方整備局がア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、四国地方整備局に通知することができる。

### 3. 維持管理費及びその他の費用の物価変動に基づく改定

#### (1) 対象となる費用

維持管理費及びその他の費用

#### (2) 改定時期

##### ① 改定指標の評価

毎年4月10日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

##### ② 対価の改定

原則として、翌年度の4月1日以降の維持管理費及びその他の費用の支払いに反映する。  
 なお、第1回目の支払額については、本契約締結日の属する年度の4月10日と平成33年4月10日の指標により、改定を行う。

#### (3) 改定方法

前回改定時（第1回の支払については事業契約日の属する年度の4月10日）の指標に対して、現指標が3ポイント以上変動した場合に、維持管理費及びその他の費用の改定を行う。  
 事業契約締結以降、対価を改定していない費用については、事業契約締結日の属する年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標をみなす。

##### ① 改定指標

改定指標として使用する指標は次のとおりとする。

業務の区分	該当する業務の内訳	使用する指標
維持管理業務	点検業務・補修業務、 台帳作成・管理	「企業向けサービス価格指数」：土木建築サービス（日銀調査統計局）
	維持管理業務に係る調整	「企業向けサービス価格指数」：その他の専門サービス（日銀調査統計局）
その他これらを実施する上で必要な関連業務		

費用については、初年度に支払われる対価を基準額とし、以下の算定式に従って年度ごとに対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。



## ② 改定率及び計算方法

$$AP'_t = AP_t \times (CSPI_n / CSPI_m)$$

ただし | 今回評価時の指標 - 前回改定時の指標 |  $\geq 3$  ポイント

m : 前回改定時年度 (契約後未改定の場合は、事業契約締結年度)

n : 今回評価時年度

t : 今回費用改定をする対価の対象年度 (t : n+1, …、事業終了年度)

Ap t : 改定前の t 年度 A 業務の対価

AP' t : 改定後の t 年度 A 業務の対価

CSPI : Corporate Service Price Index (企業向けサービス価格指数)

CSPI<sub>m</sub> : 前回改定時の評価指標である、m 年度の価格指数

CSPI<sub>n</sub> : 今回改定時の評価指標である、n 年度の価格指数

上記の算定式に従って、計算例を示すと次のとおりとなる。

(計算例)

前回物価改定時 (又は初回支払い時) である平成 35 年度の支払いが 100 万円、前回改定時の指標である平成 34 年度の指数が 90、平成 36 年度の指数が 108 の場合 :

平成 37 年度の改定率 (平成 36 年度の物価反映)

$$= \text{平成 36 年度指数 [108]} \div \text{平成 34 年度の指数 [90]} = 1.2$$

平成 37 年度の対価 (改定後)

$$= \text{平成 35 年度の対価 (改定前) [100 万円]} \times 1.2 = 120 \text{ 万円}$$

## 第5. 入札価格及び落札価格との関係

入札価格は、事業費を構成する施設費、維持管理費及びその他の費用全ての見積価格と消費税等の合計とし、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。消費税率については、第二次審査資料及び入札書の提出時の消費税率を適用することとする。

なお、割賦手数料については、入札時には平成29年10月31日の午前10時に発表される東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143ページに表示される6か月LIBORベース（円/円）10年物金利スワップレートを基準金利とする。

## 第6. 支払額の減額措置

四国地方整備局は、事業期間にわたり、本事業の実施に関する各業務及び経営管理状況の業績等の監視を行い、「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業 要求水準書」（入札説明書 添付2）に定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等の措置の詳細については、「業績等の監視及び改善要求措置要領」（入札説明書 添付5）によるものとする。